

春日井市消費生活センターだより

令和4年度 第4号



令和5年2月

春日井市 市民生活部 市民活動推進課 消費生活担当発行

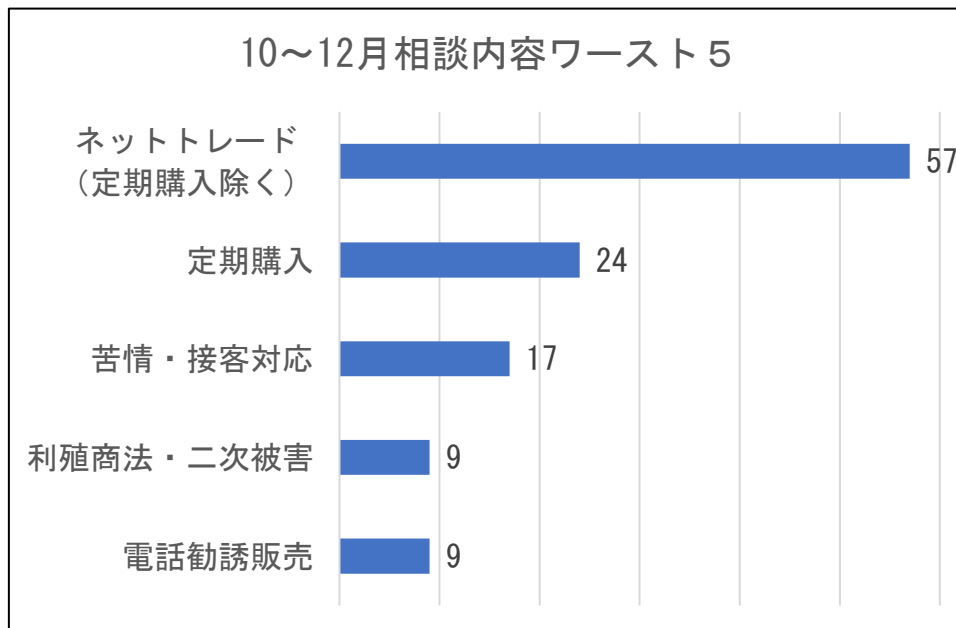
1. 10～12月の春日井市での相談概要

令和4年度の10～12月に春日井市消費生活センターで受け付けた相談は246件で、令和3年度の同時期と比較すると9件の減少になりました。12月の相談は12件の減少ですが、解決までに時間のかかる相談が多かったことが要因となっています。

市の消費生活センターが相談中の場合は、愛知県消費生活総合センターでも同じように相談を受けることができます。

10～12月の相談件数比較				
	10月	11月	12月	合計
令和4年度①	81	90	75	246
令和3年度②	85	83	87	255
①－②	-4	7	-12	-9

10～12月に多く寄せられた相談は次表の通りとなります



2. 知っておきたい！消費生活豆知識



◆マルチ商法ってなに？

近頃のニュースでマルチ商法のトラブルが報道されています。報道を見た方には「そもそもマルチ商法って違法じゃないの？」と思う人もいるかもしれません。結論から言うと、マルチ商法自体は違法ではありません。しかし法律で多くのルールが設けられています。

マルチ商法の正式名称は「連鎖販売取引」と言います。内容としては、「会員になって商品を購入後、勧誘して会員に出来た人が商品を購入したらマージン（お金）がもらえる」という形で消費者に販売することを言います。

つまり消費者が、他の消費者を勧誘する販売方法です。

その性質上、人間関係を壊しかねないリスクの大きい販売方法のため、マルチ商法には、次のとおり厳格なルールが定められることになりました。



・販売するにあたっての氏名の明示

マルチ商法で誰かを勧誘する際は、まず自分の名前と勧誘目的であることを明らかにし、何を売っているかを、相手に伝えなければなりません。目的を隠して、強引に勧誘した場合は、契約取消を主張することが出来ます。また消費者庁は、勧誘者や責任者及び事業者に対し、勧誘を停止させることが出来ます。



・契約書面と概要書面の交付

契約書面とは、「あなたとこのような契約を行いました」という書面になりますが、マルチ商法では、これとは別に「この商品はどのようなもので、マルチ商法により販売しています」という旨が書かれた概要書面を渡す必要があります。必ず記載しなければいけない内容は、省令によって定められています。書面を渡していなかったり、必要事項が記載されていない書面を渡して契約に至った場合、行政処分の対象となる他、一部は罰則の対象にもなります。

※契約書面の不交付の場合、期間を過ぎた場合でもクーリングオフが可能になりますが、概要書面の不交付を理由にクーリングオフの期間延長は出来ないため、ご注意ください。



・クーリングオフの不告知や妨害の禁止

マルチ商法は、クーリングオフが認められています。訪問販売ではクーリングオフ期間は8日以内ですが、マルチ商法は契約書面を受け取った日から20日以内であればクーリングオフが可能です。勧誘する側は、契約締結の前に、クーリングオフが出来ることを必ず告げなければなりません。また、クーリングオフ出来るのに「出来ない」旨を告げたり、妨げることも禁止行為になります。これらの場合、まだクーリングオフの期間は過ぎていないと見なされ仮に20日を過ぎてもクーリングオフを行うことが出来ます。



上記以外にも様々なルールが法律で定められています。それにも関わらず、マルチ商法による消費者トラブルの発生は無くなることはありません。消費者トラブルに巻き込まれないためには、「この契約は本当に必要なことか」を自分自身で時間をかけて考えることが大切です。勧誘された際には、相手のペースに流されず、すぐに契約しないことを心掛けましょう。

春日井市消費生活センター

春日井市 市民生活部 市民活動推進課 (3階)

受付 月曜日～金曜日(祝日除く)

午前10時～正午 午後1時～午後3時

電話 85-6616

消費生活センターだよりは、年4回ほど不定期で発行予定です。

取り上げて欲しいテーマ等があれば、上記までご連絡ください。